

ファミリーフレンドリー休暇（2002年～ 医療看護休暇を改定）

有給休暇の取得促進を進めるなか、病気に備えて有給休暇を温存する傾向がみられたことから、1992年に有給休暇とは別に、本人の療養や家族の看護のための目的別休暇として「医療看護休暇」を制度化した。

さらに、2002年には家族・地域や社会との共生を図るとともに、個を尊重する企業風土の醸成を目的として、疾病予防・家族の介護・ボランティア・学校行事など、取得目的の拡大を図ると同時に、年間の付与日数を3日から5日へ拡大し、名称を「ファミリーフレンドリー休暇」とした。

また2006年には妊娠に伴う諸症状（つわりなど）及び不妊治療を適用対象とした

【2004年度 目的別取得実績】

目的	日数	%
傷病治療	22,297.5日	86.3%
学校行事	1,180.0日	4.6%
家族介護	944.5日	3.7%
疾病予防	798.5日	3.1%
配偶者出産	465.0日	1.8%
ボランティア	149.0日	0.6%
合計	25,834.5日	100%

◆対象となる取得目的

- ①本人の療養、家族の看護、②配偶者の出産、③本人・家族の疾病予防（予防接種、人間ドック等）
④家族の介護、⑤子の学校の行事（授業参観、保護者会、運動会、個人面談等） ⑥ボランティア

◆付与日数：年間5日（20日まで積立可。半日単位での取得可能）

◆賃金取扱：100%賃金支給

ファミリーフレンドリー・ファンド（2004年 扶養給制度を改定）

【制度改定の背景・考え方】

- ・扶養家族を持つ者のみへの手当は、処遇の公平性や、男女共同の社会参画の観点から、その意義・あり方に問題あり
- ・成果主義の下、属人的要素を排し役割や成果に応じた公正な処遇を追求
- ・配偶者手当廃止、子供育成支援の拡充に向けた社会的情勢（配偶者特別控除の廃止など）

子ども育成の多様なニーズに応え、より活用度の高い支援措置として子の出生時に一時金を一括支給

※子供育成保険への加入スキームも導入（不安感を取り除き将来の学資資金への備え等を支援）

※賞与個人業績分へ一部原資を配分（成果に応じた処遇の実現）

【ファミリーフレンドリー・ファンド概要】

①ペアレント・ファンド

（新たに子どもが生まれた社員を対象）

- ・子供一人につき、55万円を支給
- ・提携の子供育成保険に加入する場合は5万円を追加支給

②ファミリーサポート・ファンド

（主任以下の主たる生計者を対象）

- ・扶養する子供一人につき月5,000円を支給